

【目的】

ラムサール条約第3条1項で「湿地の保全を促進し、できる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し実行する。」と定義されていることから、ラムサール条約の掲げる「自然環境の保全」「賢い利用(ワイズユース)」「交流・学習」の三方よしの志津川湾保全・活用計画を策定する。

【内容】

志津川湾の現状を把握し、地域のステークホルダーとともにその可能性を引き出すことにより、「森里海ひといのちめぐる」豊かな地域づくりの舞台・求心点・鏡としての志津川湾を再定義し、次世代に引き継ぐ実効的な中長期の計画の策定をする。

